
平成25年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成25年 3月15日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

平成25年 3月15日 午後 1 時30分開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 第 1 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 2 | 第 2 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 4 号) |
| 日程第 3 | 第 3 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第
2 号) |
| 日程第 4 | 第 4 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
2 号) |
| 日程第 5 | 第 5 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第
3 号) |
| 日程第 6 | 第 6 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
2 号) |
| 日程第 7 | 第 7 号 議 案 | 平成 2 4 年度中間市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
(日程第 1 ～日程第 7 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 8 | 第 8 号 議 案 | 中間市情報公開条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 第 9 号 議 案 | 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委
員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の
一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 第 10 号議案 | 中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 第 11 号議案 | 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 第 12 号議案 | 中間市防災会議条例の一部を改正する条例
(日程第 8 ～日程第 12 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 13 | 第 13 号議案 | 中間市新型インフルエンザ等対策本部条例 |
| 日程第 14 | 第 14 号議案 | 中間市道路構造の基準に関する条例 |
| 日程第 15 | 第 15 号議案 | 中間市道路標識の寸法に関する条例 |
| 日程第 16 | 第 16 号議案 | 中間市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道
路の構造に関する基準を定める条例 |
| 日程第 17 | 第 17 号議案 | 中間市市営住宅等整備の基準に関する条例 |
| 日程第 18 | 第 18 号議案 | 中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例 |

日程第 19 第 19 号議案 中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(日程第 13～日程第 19 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 20 第 20 号議案 中間市道路線の認定について

(日程第 20 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 21 第 22 号議案 平成 25 年度中間市一般会計予算

日程第 22 第 23 号議案 平成 25 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第 23 第 24 号議案 平成 25 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第 24 第 25 号議案 平成 25 年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第 25 第 26 号議案 平成 25 年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第 26 第 27 号議案 平成 25 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第 27 第 28 号議案 平成 25 年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第 28 第 29 号議案 平成 25 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 29 第 30 号議案 平成 25 年度中間市水道事業会計予算

日程第 30 第 31 号議案 平成 25 年度中間市病院事業会計予算

(日程第 21～日程第 30 質疑・委員会付託)

日程第 31 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番 宮下 寛君	2 番 青木 孝子君
3 番 田口 澄雄君	4 番 佐々木晴一君
5 番 植本 種寛君	6 番 中野 勝寛君
7 番 片岡 誠二君	8 番 堀田 英雄君
10 番 掛田るみ子君	11 番 草場 満彦君
12 番 中尾 淳子君	13 番 安田 明美君
14 番 藤本 利彦君	15 番 原田 隆博君
16 番 古野 嘉久君	17 番 下川 俊秀君
18 番 米満 一彦君	19 番 井上 太一君

欠席議員 (1名)

9 番 山本 慎悟君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	成光 嘉明君	保健福祉部長	………	白橋 宏君
建設産業部長	………	後藤 哲治君	教育部長	………	松尾 壮吾君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	…	三島 秀信君
消防長	………	安田光太郎君	総務課長	………	園田 孝君
企画政策課長	………	藤崎 幹彦君	財政課長	………	高橋 洋君
安全安心まちづくり課長	………				柴田精一郎君
人権男女共同参画課長	………				古賀 敬英君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	濱田 孝弘君
土木管理課長	………	井手 和文君	都市整備課長	………	間野多喜治君
下水道課長	………	中嶋 秀喜君	営業課長	………	久野 裕彦君
市立病院課長	………	芳野 文昭君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書 記	岡 和訓君	書 記	森 研二君

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

第 1 回 中 間 市 議 会 定 例 会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 2 2 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 一 般 会 計 予 算	別 表 3
第 2 3 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 特 別 会 計 国 民 健 康 保 険 事 業 予 算	市 民 厚 生
第 2 4 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 住 宅 新 築 資 金 等 特 別 会 計 予 算	
第 2 5 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 地 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算	産 業 消 防
第 2 6 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算	
第 2 7 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 公 共 用 地 先 行 取 得 特 別 会 計 予 算	総 合 政 策
第 2 8 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算	市 民 厚 生
第 2 9 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	
第 3 0 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 水 道 事 業 会 計 予 算	産 業 消 防
第 3 1 号 議 案	平成 2 5 年 度 中 間 市 病 院 事 業 会 計 予 算	市 民 厚 生

別 表 3

平成25年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳 入 歳 出 予 算	別 表 4
第 2 条	第 2 表 債 務 負 担 行 為	各 委 員 会
第 3 条	第 3 表 地 方 債	総 合 政 策
第 4 条	一 時 借 入 金	
第 5 条	歳 出 予 算 の 流 用	

別 表 4

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 合 政 策
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目の一部、1項8目の一部、1項10目の一部	産 業 消 防
		1項10目の一部、2項1目の一部・2目、3項1目の一部・2目	市 民 厚 生
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 合 政 策
		1項1・3目の一部、1項13目、2項1・4目の一部、3項1目の一部	
4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市 民 厚 生
		1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目	総 合 政 策
		1項3目の一部	産 業 消 防
5	労 動 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市 民 厚 生
		1項1目、2目の一部	
6	農林水産業費	全 項（1項2・4目の一部は総合政策）	産 業 消 防
7	商 工 費	全 項（1項1・3目の一部は総合政策）	
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 合 政 策
		1項1目の一部、2項3目の一部、4項1・2目の一部、5項1目の一部	
9	消 防 費	全 項（1項1・4目の一部は総合政策）	産 業 消 防
10	教 育 費	全 項	総 合 政 策
11	災害復旧費	全 項	産 業 消 防
12	公 債 費	全 項	総 合 政 策
13	予 備 費	全 項	

午後 1 時26分開議

○議長（片岡 誠二君）

皆さん、こんにちは。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

日程第6. 第6号議案

日程第7. 第7号議案

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第1、第1号議案から日程第7、第7号議案までの平成24年度各会計補正予算7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国において大規模な補正予算が編成され、この補正予算により事業を実施した場合、通常の国庫補助金に加えて「地域の元気臨時交付金」が配分される上に、後年度の地方交付税措置がなされる補正予算債も可能になる手厚い財政措置になっていることから、本市でもこの財源を最大限に活用し、平成25年度予算へと切れ目なく、かつ効率的な事業実施が可能となる予算編成が行われております。

歳入歳出それぞれ3億6,860万円の増額補正を行い、一般会計の総額を174億3,030万円とするものです。

まず、歳入の主なものは、普通交付税に1,440万円、国・県支出金に1億1,690万円、市債に2億960万円が増額計上されております。

次に、歳出の主なものは、総務費においては、JR中間駅東口に防犯カメラを設置する経費として、40万円が計上されております。

民生費においては、事業の確定に伴い、特別会計国民健康保険事業、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金が合計で2,780万円減額されております。

消防費においては、中間小学校区の１４自治会に自主防災組織が設立されることに伴い、災害対応備品を整備する経費として２５０万円が計上されております。

教育費においては、２５年度への繰越事業として、中間小学校の校舎外壁改修工事に６，２５０万円、中間東小学校の校舎及び屋内運動場耐震事業費に３，６３０万円、屋内運動場改修工事に７，６１０万円、中間西小学校の下水道接続工事費に２，０００万円が計上されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第２号議案、第３号議案、第５号議案、第６号議案、第７号議案につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第１号議案一般会計補正予算について申し上げます。

初めに、市民部所管について申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の税務総務費では、人事異動に伴う人件費として１，１３０万円、労働費の労働諸費では、専修学校などの貸付応募がなかったことによる若年者専修学校等技能習得資金貸付金１１０万円が減額されております。

次に、保健福祉部所管について申し上げます。

歳出の主なものは、総務費の諸費では、生活保護費国庫負担金返還金として、償還金利息及び割引料２，８５０万円が増額されております。

次に、民生費の社会福祉費では、障害者福祉費として、放課後等デイサービス費１，４００万円が増額され、また、老人福祉費として、老人福祉施設入所者に対する扶助費１，１５０万円が減額され、児童福祉費では、児童措置費として、児童福祉施設入所扶助費１，０００万円、子ども手当に要する扶助費８，４８０万円が減額されています。

次に、第２号議案特別会計国民健康保険事業補正予算について申し上げます。

歳出の主なものは、国民健康保険診療施設であります、中間市立病院に対する直営診療施設繰出金が確定したことにより、１，５３０万円が増額されております。

歳入では、国民健康保険税２，０００万円、国庫補助金１，５３０万円、交付額決定により、前期高齢者交付金２億１，５６０万円が増額され、一般会計繰入金１，７９０万円、歳入欠かん補填収入２億２，１３０万円が減額されております。

歳入歳出それぞれ１，５３２万円を増額し、予算の総額は７３億７，３８７万円となって

おります。

討論において、委員より、前回の１２月議会での要望を真摯に受けとめ、今後の活動計画を立てていることは評価します。委員会としてもバックアップしていきますので、職員のスキルを余すことなく発揮していただきたいとの意見が出されました。

次に、第３号議案住宅新築資金等特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、歳入におきまして、県補助金として住宅新築資金等償還推進助成事業補助金１，８００万円が確定したことによるものです。歳出につきましては、補正はありませんので、歳入予算の貸付金元利収入を１，７００万円減額調整し、予算の総額は補正前と変わらず、歳入歳出それぞれ５億８，３８０万円となっております。

次に、第５号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出の主なものは、総務費では、人事異動に伴う人件費として、介護認定審査会費１００万円、認定調査等費５４０万円がそれぞれ減額されております。また、地域支援事業費では、任意事業費として委託料及び扶助費等５９０万円が減額され、決算調整のための基金積立金２，４６０万円が増額されております。

歳入の主なものは、介護保険料として、第１号被保険者保険料１，１００万円、繰越金１，１６０万円が増額され、地域支援事業利用者使用料２５０万円、国庫支出金１３０万円、繰入金９４０万円が減額されております。

歳入歳出それぞれ１，０００万円を増額し、予算の総額は４２億７，４３５万円となっております。

次に、第６号議案後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金２１０万円が増額されております。

歳入では、後期高齢者医療保険料８８０万円、保険基盤安定繰入金４０万円が減額され、繰越金１，１４０万円が増額されております。

歳入歳出それぞれ２１２万円を増額し、予算の総額は７億１，１６６万円となっております。

次に、第７号議案病院事業会計補正予算について申し上げます。

収益的収支の収入では、病院事業収益の医業収益において、入院患者数の減少などにより、３，５００万円が減額されております。また、医業外収益では、１，２６０万円が増額されております。これは特別会計国民健康保険事業からの負担金として、国民健康保険直営診療施設で開催される健康教室等に対する国の補助金でございます。

支出では、病院事業費用の医業費用では給与費１，５００万円、薬品等の材料費２，１００万円が減額されております。

また、資本的収支の収入では、固定資産整備企業債２，５００万円が減額されております。

支出では、固定資産購入費 2,000 万円が減額されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決しました結果、全議案とも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

次に、草場満彦産業消防委員長。

○産業消防委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 1 号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第 4 号議案の補正予算 2 件につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第 1 号議案平成 24 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では、国の補正予算に伴う活力創出基盤整備、市街地整備などの社会資本整備総合交付金として、1 億 2,460 万円が増額されております。

歳出の主なものは、土木費の道路新設改良費では、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス工事ほか 5 件の工事請負費として 1 億 2,340 万円、御座ノ瀬 1 号線道路改良ほか 2 件の事業用地購入として 1,680 万円が計上されております。

河川総務費では、離駒ポンプ場自家発電設置事業として 1,150 万円が計上されております。

公園費では、垣生公園園路整備工事及び屋島公園遊具更新工事として 8,340 万円が計上されております。

住宅建設改良費では、池田団地屋上防水改修工事として 3,650 万円が計上されております。

また、消防費では、災害に強いまちづくりを推進するため、耐震性貯水槽設置工事として 900 万円が計上されております。

討論において、委員から、社会資本整備総合交付金による数多くの事業が前倒しで実施され、地方にとっては有利な側面もありますが、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業のような急ぐ必要のないものについては反対します、との意見がありました。

次に、第 4 号議案平成 24 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入では、国の経済再生緊急対策による大型補正予算に伴い、公共下水道事業国庫補助金 3,670 万円、一般会計繰入金 360 万円、公共下水道事業債 5,360 万円が増額されています。

歳出では、工事請負費 9,500 万円が増額され、人事異動に伴い 110 万円が減額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ 9,390 万円を増額し、予算の総額を 21 億 9,335 万円とするものであります。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決した結果、第 1 号議案は賛成多数で、第 4 号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（4 番 佐々木晴一君）

第 1 号議案平成 24 年度中間市一般会計補正予算に対する賛成討論をさせていただきます。

先ほど草場委員長の報告にもありましたように、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業においては、委員会でも意見があったみたいですが、私もこの御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス事業においては、財政の厳しい今このときに、なぜつくらなきゃいけないのかがわかりません。せめて費用対効果の調査をして、その実績を議会に提出していただきますようお願いを申しまして、意見を付して賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

ほかに討論はありますか。宮下寛君。

○議員（1 番 宮下 寛君）

平成 24 年度中間市一般会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

安倍首相は「力強い日本経済を立て直すことが、私たち世代の責任だ」として、「三本の矢を力強く射込む、大胆な金融政策であり機動的な財政政策、そして、民間投資を喚起する成長戦略だ」と強調しました。この中の「機動的な財政政策」の名で行われるのが公共事業です。

問題は、「この機動的な財政出動」の財源として、消費税増税を前提としていることです。「社会保障のため」を口実にした消費税が、不要不急の大型公共事業のために使われることが危惧されています。

このことにより、財政が悪化するのは必至であり、そのしわ寄せで、これまで以上に社

会保障の財源が狙われることは明白であります。

中間市においても、建設部門の３月補正に約６億円もの予算が組まれています。この中には不急ともいうべき御座ノ瀬・中ノ谷バイパス事業も含まれています。

国民、引いては中間市民の犠牲を強いることにもなる、社会保障のさらなる低下をもたらす国の財政運営に安易に乗って事業展開することは、認めることはできません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより第１号議案から第７号議案までの補正予算７件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第１号議案平成２４年度中間市一般会計補正予算（第４号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（片岡 誠二君）

起立多数であります。よって、第１号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第２号議案平成２４年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第４号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第２号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第３号議案平成２４年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第３号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第４号議案平成２４年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成24年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第6号議案平成24年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第7号議案平成24年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 8. 第 8号議案

日程第 9. 第 9号議案

日程第 10. 第 10号議案

日程第 11. 第 11号議案

日程第 12. 第 12号議案

○議長(片岡 誠二君)

次に、日程第8、第8号議案から日程第12、第12号議案までの条例5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案、第9号議案、第12号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第8号議案中間市情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、情報公開条例に基づき情報公開を行う場合で、当該情報の複写を希望するときに、請求者が負担する複写費用の額について見直しを行うとともに、複写費用の額を規則に委任するものとなっております。

次に、第9号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成15年1月から本市の財政状況を考慮して、独自に実施されている常勤の特別職及び教育長の給与の削減措置を引き続き行うものです。給与の減額の率は、平成17年度から、市長においては10%、副市長においては7%、教育長においては4%の減額支給となっていることから、平成25年7月21日までの間、同様の削減を実施するものとなっております。

最後に、第12号議案中間市防災会議条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、水防計画の調査審議を初めとする水防対策を他の災害とあわせ、総合的に審議することにより、防災対策の強化をさらに図るため、水防協議会を防災会議に統合し、防災組織の一元化を行うことに伴うもので、水防協議会の所掌事務でありました「水防計画の調査審議に関する事務」を防災会議の所掌事務として加えるものとなっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第8号議案、第9号議案、第12号議案は、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

次に、草場満彦産業消防委員長。

○産業消防委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第10号議案及び第11号議案につきまして、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第10号議案中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、道路法施行令が改正されることに伴うものであります。

改正の内容としましては、同施行令の第7条第2号から第5号までの規定が、2号ずつ繰り下げられることに伴い、中間市道路占用料徴収条例に引用されています部分を改正するものです。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

次に、第11号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅法の改正が行われたことに伴うものであります。

改正の内容としましては、入居基準及び収入基準において、低所得者である階層にあっては、これまでと同様に公営住宅法を参酌することとし、入居収入基準が緩和される裁量階層にあっては、子育てを支援するため、新たに新婚世帯の基準を設けるとともに、同居要件についても、「小学校卒業前の児童」を「中学校卒業前の児童」とするなど、独自の基準を定めるものです。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決した結果、第10号議案及び第11号議案、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより第8号議案から第12号議案までの条例5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第8号議案中間市情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会委員長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案

に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第10号議案中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第11号議案中間市市営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

次に、第12号議案中間市防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は、委員長の報告のとおり可決することになりました。

日程第13. 第13号議案

日程第14. 第14号議案

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第１３、第１３号議案から日程第１９、第１９号議案までの条例７件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１３号議案中間市新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、平成２４年５月１１日に公布されました新型インフルエンザ等対策特別措置法に伴うものでございます。

内容といたしましては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を条例で定めるというものでございます。

なお、施行日は、法の施行日に準ずることとなっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

次に、草場満彦産業消防委員長。

○産業消防委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第１４号議案から第１９号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、第１４号議案中間市道路構造の基準に関する条例につきまして申し上げます。

今回の条例制定は、道路法が改正されたことに伴い、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術基準を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める技術基準としては、これまで県が定めていた基準に準拠するものとなっております。

なお、施行日は平成２５年４月１日となっております。

次に、第１５号議案中間市道路標識の寸法に関する条例について申し上げます。

今回の条例制定は、道路法が改正されたことに伴い、道路標識の寸法及び文字等の寸法を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める道路標識・文字等の寸法としては、これまで県が定めていた寸法に準拠するものとなっております。

なお、施行日は、平成２５年４月１日となっております。

次に、第１６号議案中間市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造

に関する基準を定める条例について申し上げます。

今回の条例制定は、道路法が改正されたことに伴い、特定道路を新設し、または改築する場合における歩道や立体横断施設等に関する道路の基準を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める構造基準としては、これまで県が定めていた基準に準拠するものとなっております。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

次に、第17号議案中間市市営住宅等整備の基準に関する条例について申し上げます。

今回の条例制定は、公営住宅法が改正されたことに伴い、市営住宅等の整備基準を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める整備基準としては、市営住宅の整備基準では、これまで国が定めていた整備基準を参酌するものとし、駐車場整備基準では、県が定めていた基準を参酌するものとなっております。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

次に、第18号議案中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例について申し上げます。

今回の条例制定は、都市公園法が改正されたことに伴い、都市公園及び公園施設の設置に係る基準を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める基準としては、これまで国が定めていた基準を参酌するものとなっております。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

最後に、第19号議案中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例につきまして申し上げます。

今回の条例制定は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、特定公園施設の新設、増設、または改築を行うときの移動等円滑化基準を定める必要があるため制定されるものです。

条例で定める基準としては、これまで国が定めていた基準を参酌するものとなっております。

なお、施行日は、平成25年4月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決した結果、第14号議案から第19号議案いずれも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

討論なしと認めます。

これより第13号議案から第19号議案までの条例7件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第13号議案中間市新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第14号議案中間市道路構造の基準に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第15号議案中間市道路標識の寸法に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第16号議案中間市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、第16号議案は、委員長の報告のとおり可決すること

に決しました。

次に、第１７号議案中間市市営住宅等整備の基準に関する条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第１７号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第１８号議案中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第１８号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第１９号議案中間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第１９号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第２０、第２０号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第２０、第２０号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。草場満彦産業消防委員長。

○産業消防委員長（草場 満彦君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第２０号議案中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回認定の議決を得るために提案されております路線は、通谷団地１８１号線、通谷団地１８２号線、通谷団地１８３号線、寺ノ下１号線、御苗代２０号線の５路線であります。

初めに、通谷団地１８１号線及び通谷団地１８２号線については、道路用地の寄附採納を受けたため認定するものでございます。

次に、通谷団地１８３号線及び寺ノ下１号線については、従来より当該地区住民の生活

道路として利用されているため認定するものであります。

最後に、御苗代20号線については、救急車両の乗り入れが困難な地区の救急活動障害を解消するために、進入路の新設を計画したことにより、認定するものであります。

以上5路線につきまして審査の後、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（片岡 誠二君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。佐々木晴一君。

○議員（4番 佐々木晴一君）

20号議案に対する賛成討論をさせていただきます。

市道は、理想的にはどんな市道も通り抜けができる道路が理想的であります。緊急自動車通行においても、住民の生活道路としても通り抜けできるのが本来はそれが理想のはずです。しかし、今回の市道認定は、たとえ寄附された土地であろうとも、一部通り抜けができないような袋路の道路も見受けられます。今後においては、どうかこの袋路の市道認定というものを極力改めていただきますように意見を付して、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（片岡 誠二君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

討論なしと認めます。

これより第20号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第21. 第22号議案

日程第22. 第23号議案

日程第 23. 第 24 号議案

日程第 24. 第 25 号議案

日程第 25. 第 26 号議案

日程第 26. 第 27 号議案

日程第 27. 第 28 号議案

日程第 28. 第 29 号議案

日程第 29. 第 30 号議案

日程第 30. 第 31 号議案

○議長（片岡 誠二君）

次に、日程第 21、第 22 号議案から日程第 30、第 31 号議案までの平成 25 年度各会計予算 10 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（片岡 誠二君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成 25 年度各会計予算 10 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 31. 会議録署名議員の指名

○議長（片岡 誠二君）

これより日程第 31、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 83 条の規定により、議長において青木孝子さん及び米満一彦君を指名いたします。

○議長（片岡 誠二君）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

午後 2 時 08 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 片 岡 誠 二

議 員 青 木 孝 子

議 員 米 満 一 彦